

兵庫県立北条高等学校いじめ防止基本方針

1 本校の基本方針

いじめは、著しく人権を侵害する行為であり、人として決して許されない行為である。いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るという認識のもと、学校や家庭、地域社会、関係機関が連携しながら取り組まなければならない問題である。

生徒たちが、安全で安心して充実した学校生活を送れるよう、いじめ防止に向け、指導体制を定め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・解決に向けた取組を定めた「いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え

本校は、創立90年になる伝統と歴史を持つ全日制普通科高校である。現在は、加西市唯一の全日制普通科高校であり、地元には親子三代にわたる卒業生も多い。そのため、地元からは厳しい評価を受ける反面、応援団としてのサポートは絶大なものがあることも大きな強みである。その強みを活かし、1年生におけるボランティア登録制や、生徒会、部活動を中心とした積極的なボランティア参加を推進している。また、選択科目や教育類型の学校設定科目などにより、ふれあい育児や小学校での読み聞かせなど、様々な体験活動を通じて、心豊かな生徒を育み、地域に愛され信頼される学校を目指している。

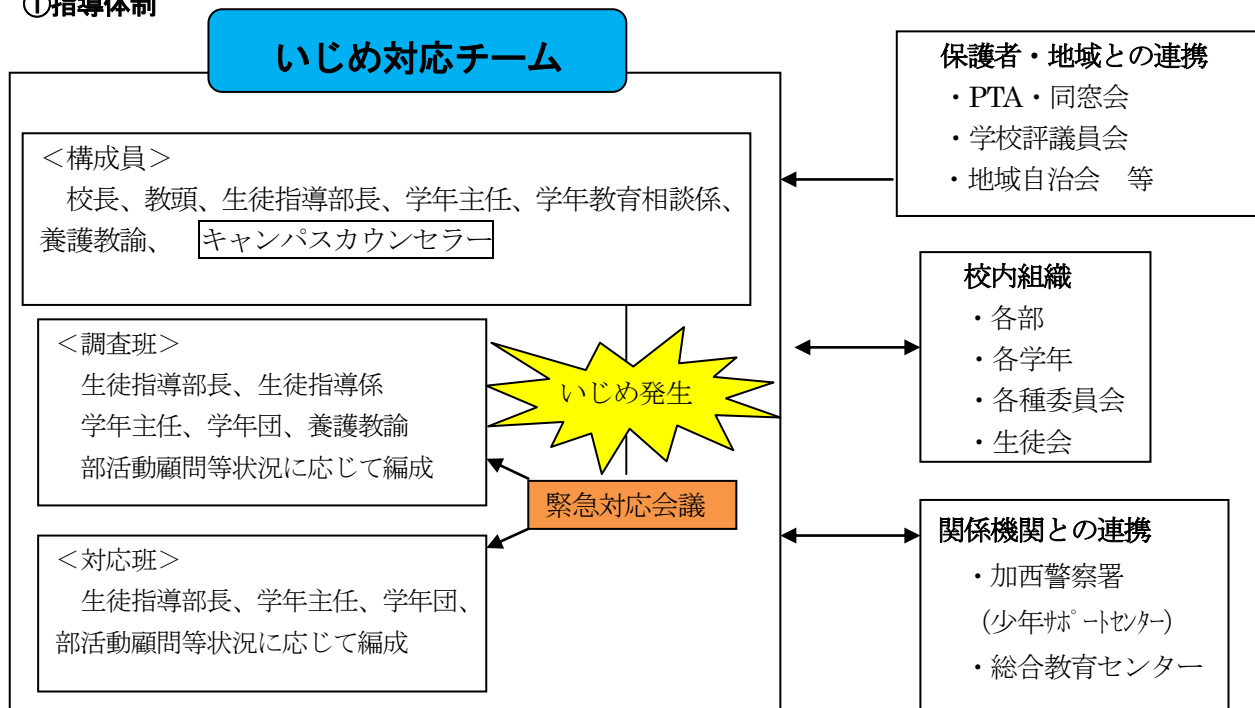
一方、在校生の95%以上が市内4中学校の出身者で占められているため、生徒たちは、良くも悪くも、友人関係など中学校時代からの関係を引きずっていることも多い。いじめなどの問題を抱えたまま入学する可能性も十分考えられる。

本校は、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめ防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための①指導体制・②組織的対応を以下のとおりとする。

①指導体制



※調査班は、事実確認・報告資料の作成等を行う

※対応班は、いじめに関係した生徒・保護者等に対する指導・支援を行う

② 日常の指導体制

【管理職】

- ・ 学校いじめ防止基本方針
- ・ 風通しの良い職場環境
- ・ いじめを許さない姿勢・風土づくり
- ・ 保護者・地域との連携

【いじめ対応チーム】

◎構成員

校長、教頭、生徒指導部長、学年主任
学年教育相談係、養護教諭・キャンパスカウンセラー

- ・ 学校いじめ防止基本方針の見直し・改善
- ・ 年間指導計画の作成、実施、改善
- ・ 校内研修の企画・実施
- ・ アンケートの結果、報告情報の確認・分析
- ・ いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ・ 要配慮生徒への支援指針

【未然防止への取組】

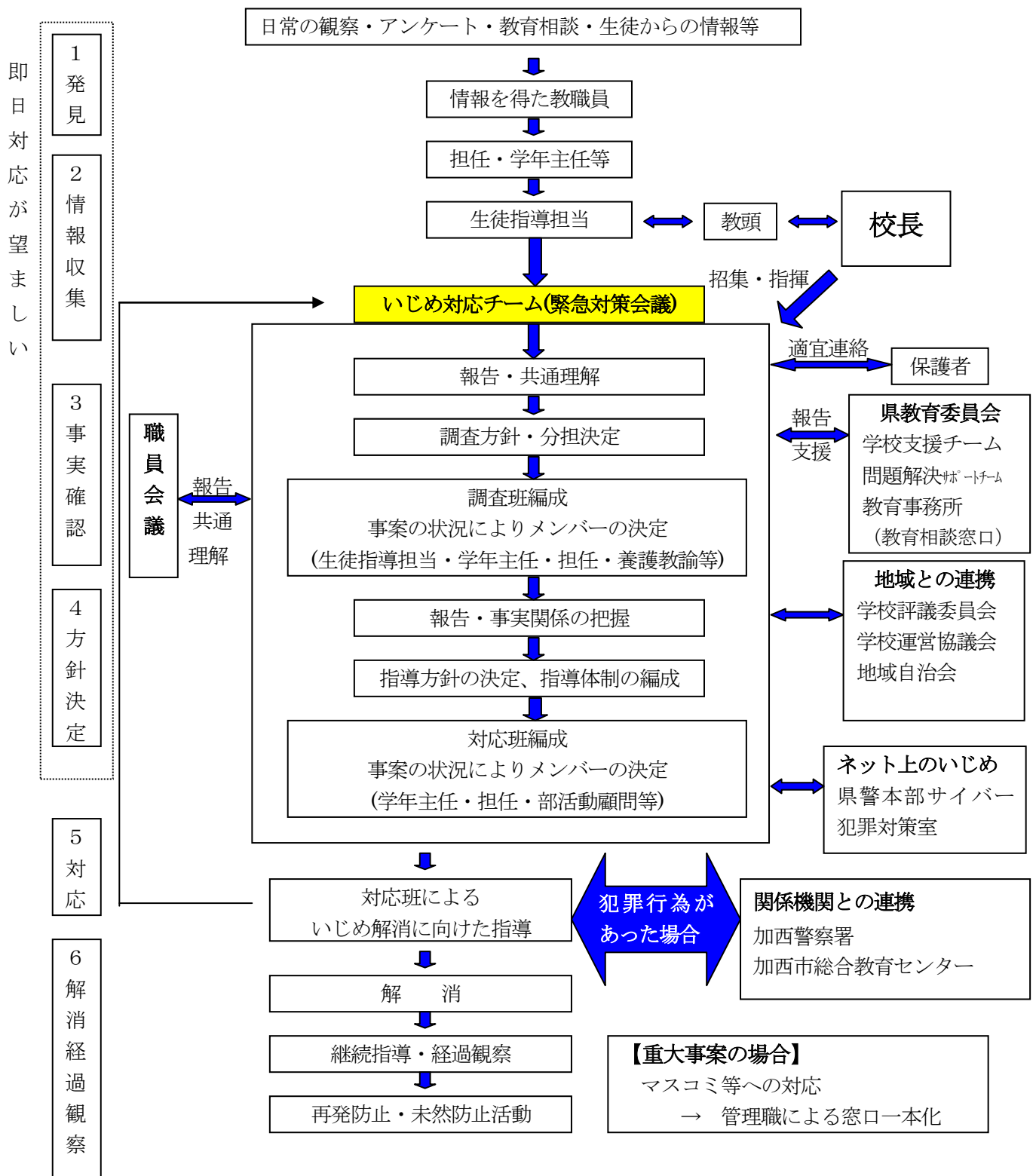
- ◆学習指導の充実
 - ・ 規律ある授業の展開
 - ・ 学び合う集団づくり
 - ・ 意欲的に取り組む授業研究
- ◆特別活動の充実
 - ・ ホームルーム活動の充実
 - ・ 学校行事の積極的参加
 - ・ ボランティア活動への積極的参加
- ◆教育相談の充実
 - ・ 個人面談の定期的な実施
 - ・ キャンパスカウンセラーの活用
- ◆人権教育の充実
 - ・ 年間計画の改善・実施
 - ・ 人権意識の高揚
- ◆情報教育の充実
 - ・ 情報モラルの指導
 - ・ ネット犯罪防止講演会等の開催
- ◆保護者・地域との連携
 - ・ HPを利用した情報発信
 - ・ 開かれた学校づくり

③緊急時の組織的対応へ

【早期発見への取組】

- ◆情報の収集
 - ・ 教員の日々の観察による気付き
 - ・ アンケートの実施
 - ・ 保健室からの情報
 - ・ キャンパスカウンセラーの活用
 - ・ 生徒・保護者・地域からの情報
- ◆情報の共有
 - ・ 報告の徹底
 - ・ 職員会議等を利用し全職員での共通理解
 - ・ 要配慮生徒の把握
 - ・ 次年度への申し送り事項等の徹底

③緊急時の組織的対応の流れ



- ◆事実確認は迅速に行うが、被害者やいじめを知らせてくれた生徒に十分配慮して実施する。
 - ・いじめを発見したときは、直ちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、内容について周辺生徒からも状況を聞き取り、可能な限り客観的な事実把握に努める。
 - ・必要に応じて、全校あるいは該当学年生徒へのアンケートを実施する。
- ◆保護者への説明
 - ・双方の保護者へ関係職員を交えて説明するとともに、関係改善に努める。